



労組周辺動向 No.71

2019年10月4日現在

1. 法・政策

(1) 違法残業の事業所1万超で調査対象の4割：厚生労働省発表

厚生労働省は、違法な長時間労働（残業）が疑われる全国の29,097事業所を2018年度に調べた結果、約40%の11,766カ所で法令違反を確認したとの監督指導結果を発表した。母集団が異なり、単純比較はできないが、2017年度も約45%にあたる1万超の事業所で確認されており、違法な状況が依然残っている実態が浮かんた。

働き方改革関連法の本格施行で、2019年度からは大手企業対象に残業時間の罰則付き上限規制も始まっている。

「長時間労働が疑われる事業場に対する平成30年度の監督指導結果」は以下（日本語）。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000342612.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 外国人技能実習生が会見：長時間労働や賃金未払い

愛媛県八幡浜市の縫製会社などで働いていた中国人の技能実習生2人が、残業代の未払いや長時間労働があったと訴えた。

記者会見を開いたのは、縫製会社やその関連会社で4月まで働いていた二人の中国人女性。外国人技能実習生として、中国の山東省から2016年に来日した。

支援している広島県福山市内の労働組合や2人によると、毎月のように残業時間が100時間を超え、多い月では170時間ほど残業があったという。休日も月に数日しかなく、そもそも、時間外労働に関する労使協定（36協定）を結んでいなかったという。

未払い賃金の支払いを求めて3回交渉を重ねたが、会社側は「勤務時間や残業代の明細が書かれた書類を捨てた」などと説明。交渉は不調に終わったという。

(2) 「業務使用タブレットの天引きは違反」と住友生命外交員が提訴

業務で使用するタブレット端末の使用料や営業先に配布するカレンダーの代金を給料から

天引きするのは労働基準法に違反するとして、住友生命保険京都支社の保険外交員の50代女性が、同社に対して、2012年10月から昨年末までに天引きされた約210万円の支払いを求める訴えを京都地裁に起こした。代理人弁護士によると、会社による経費控除の適法性を問う訴訟は全国でも珍しいという。

訴状によると、同社は顧客に保険商品を紹介するタブレット端末の使用料（月額2950円。18年8月からは会社負担）や広報誌代、営業先で配布する社名入りのあめ、年末に配布するカレンダーの代金については、「会社幹旋（あっせん）物品代」などの名目で保険外交員の給料から控除している。また業務に使用する携帯電話の通話代も保険外交員の負担となっている。

会社側はタブレット端末や広報誌を用いた営業活動を行うよう指示しており、各外交員は営業のため会社側から物品などを「購入」せざるを得ないという。労働基準法では、使用者が労働者の賃金から金員を控除することを禁じており、原告側は「業務遂行について生じた費用は事業主が負担すべき」と主張する。

提訴後に会見した女性は、同じような控除を受ける営業職員は全国に約3万人いるとした上で「経費控除について同意はなかった。控除により給料が最低賃金を下回る仲間もいる」と訴えた。

年末にはカレンダー代などで10万円近くが控除されるというが、会社側は「営業員との合意がある」として対応せず、今夏申し立てた労働審判でも解決に至らなかった。女性は「業界の慣例とせず、裁判を通じて納得のできる解決をしたい」と話した。

(3) 東京五輪建設現場の労働環境の改善を労働組合の国際組織が再要求

東京オリンピック・パラリンピックの建設現場をめぐる、労働環境の改善を大会組織委員会などに求めていた労働組合の国際組織が、現場での改善が進んでいないとして、作業員のヒアリングや現場への合同査察の実施を改めて求めた。

スイスに本部を置く労働組合の国際組織「国際建設林業労働組合連盟」（Building and Wood Workers International、略称：BWI）はことし5月、東京大会の建設現場の労働環境の改善を求める調査報告書を組織委員会や東京都、JSC＝日本スポーツ振興センターに送っていた。

同組織はことし夏の猛暑でも作業員の暑さ対策が不十分だったなど現場での改善が進んでいないとして、都内で組織委員会などの代表者と面会し、作業員のヒアリングや合同査察の実施を改めて求めた。

同組織の担当者は、「東京大会の建設現場に関わった作業員は4人が死亡していて、異常だ。大会が近づくにつれます現場は忙しくなり深刻に対応するべきだ」などとしている。

一方、組織委員会は「すでに作業員向けの通報窓口を設けており、また、査察は労働基準監督署が行っている」として、ヒアリングや査察を新たに実施することは慎重に検討している。

東京大会の建設現場では、選手村で転落とクレーン車にはさまれる事故で作業員2人が死亡しているほか、新国立競技場では働いていた男性が自殺し極度の残業での過労が原因だったとして労災に認定されている。

また、ことし夏には取材拠点として改修中の「東京ビッグサイト」で男性が倒れたあとに死亡し、組織委員会は、死因は心不全で、因果関係はわからないとしたうえで「熱中症への対策を含めた安全管理の徹底を図る」と述べた。。

3. 情勢・統計

(1) パートナーシップ制度の公認カップルが県営住宅への入居可能に一神奈川県

神奈川県知事は、市町村のパートナーシップ制度で公的に認められた同性カップルらについて、県営住宅の入居を可能にする考えを明らかにした。性的少数者（LGBT など）への理解促進や当事者支援の一環で、早ければ11月の入居者募集から適用する。同制度を設けずに公営住宅入居を認めるケースは全国初という。

県によると、県営住宅の世帯構成に関する入居資格は「夫婦または親子を主体とした家族」で、内縁関係のカップルも対象。今後は市町村が認めた同性カップルも「事実婚」として入居可能とする。

県内市町村で同制度の導入は限定的だが、知事は市町村の取り組みを後押しすることで「不公平感は是正できる」と説明。県独自の制度導入については、「住民登録や戸籍の事務を行う市町村で行うことがふさわしい」として否定した。

(2) 外国人の子ども2万人が不就学の可能性：半分は自治体把握せず

日本に住む外国人の小中学生にあたる子ども約124,000人のうち、約20,000人が就学していない可能性があることが、文部科学省が初めて実施した全国調査でわかった。同省はまた、小中高校などに通っている日本語指導が必要な子が過去最多の約50,000人に達したことも公表した。政府の外国人材の受け入れ拡大に伴い、今後も外国人の子は増える見通しで、教育機会の確保が課題となっている。

外国人の場合、日本の義務教育の対象にはならない。保護者が子どもを小中学校に就学させる法的な義務がなく、自治体の就学支援も不十分になりがちだ。今年4月に外国人労働者の受け入れを増やす改正出入国管理法が施行され、文科省も支援策の検討を進める中で、まずは就学状況の把握が必要と判断した。

外国人の子がいる家庭に就学案内を送っていない自治体は4割近くあった。文科省は「就学義務がなくても、教育を受ける権利は保障されている。できる限りの就学状況の把握、適切な教育機会の確保をお願いしたい」としている。

文部科学省が2年ごとに実施している別の調査では、日本語指導が必要な小中高校の児童生徒らが昨年度、2年前から6,812人増えて50,759人に上った。このうち2割以上は、補習など特別な指導を受けていなかった。母語の多言語化も進んでいた。

また、高校生らを対象に中退・進路状況について調べたところ、全高校生と比べて中途退学率が7.4倍、非正規就職率が9.3倍、進学も就職もしていない人の割合が2.7倍、それぞれ高かった。

「外国人の子供の就学状況等調査結果（速報）（令和元年9月27日）」は以下（日本語）。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/_icsFiles/afieldfile/2019/09/27/1421568_001.pdf

「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)』の結果について」は以下（日本語）。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/_icsFiles/afieldfile/2019/09/27/1421569_002.pdf

(3) 書類の性別欄削除検討ー富士宮市

富士宮市は性的少数者（LGBT）に配慮し、公的な書類で不必要な場合は性別欄をなくす方向で検討することにした。開会中の定例議会の一般質問で市側が明らかにしたもので、各種書類の選定や様式のあり方をまとめていく。

一般質問では議員が「LGBTの方は公的書類の性別欄記入を躊躇ちゅうちょしている。不必要な性別欄をなくすよう要望する」と述べた。これに市側は「公的な申請書や証明書などについて、不必要な性別欄を削除することを進めていきたい」と答えた。

どのような公的書類が該当するかは今後、庁内で協議する。まずは看板の設置や催し物の開催など、本人以外も申請できる手続き関連から進めるとみられる。書類の様式については性別欄を削除するほか、従来の「男」「女」に「その他」などの文言を加えることを検討している。